

計量機器業界における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月30日

一般社団法人日本計量機器工業連合会

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月15日～11月26日
- ・ 調査企業：計工連の会員企業 126社を対象
- ・ 回答企業：31社
- ・ 回答率：24.6%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「価格決定方法の適正化」については、価格転嫁の協議が一部仕入先とできていない。
- ✓「支払い条件」については、手形等のサイトについて改善がみられるものの、60日超が一部で残っている。
- ✓「型取引の適正化」については、型取引条件の明確化が一部でできていない。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・ 価格転嫁については全て反映が29%、概ね反映が45.1%、一部反映が25.8%。
- ・ 価格転嫁の協議については全ての仕入先と協議が19.4%、多くの仕入先と協議が35.5%、一部仕入先と協議が45.1%。
- ・ 労務費の転嫁については全て反映が29%、概ね反映が54.8%、一部反映が16.1%。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格転嫁の協議が一部仕入先とできていない状況を踏まえ、定期的に協議の場を設けることを啓発したい。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・ 現金払いについては全て現金払いが54.8%、50%以上12.9%、50%未満16.1%、全て手形等の支払いが16.1%。
- ・ 手形等のサイトについては60日以内が19.3%、60日超が19.3%。
- ・ 2026年1月1日以降の取引の代金の支払い方法については現金払いが41%、電子債権が12.9%

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ② 支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 法改正の周知を引き続き行うとともに、自主行動計画を改訂し、2026年1月1日以降に発注する取引について、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底したい。
- ・ 2026年1月1日以降に発注する取引について、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底させるための取組
- ・ 約束手形の取扱いがある場合、2026年1月1日以降の取引での利用廃止に向けた取組

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③減額要請

【分析結果・今後の課題】

- ・減額要請したことがある企業は6%で、仕入れ先と十分な協議を行っている。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 型取引の取引条件の明確化については全ての企業に実施が35.5%、多くの企業に実施が9.7%、一部の企業に実施が16.1%、あまり実施せずが19.3%、実施せずが3.2%。
- ・ 型の保管費用については全ての企業に実施が29%、多くの企業に実施が3.2%、一部の企業に実施が22.6%、あまり実施せずが9.7%、実施せずが19.3%。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 型取引に関する勧告事例が多くあることに触れつつ、注意喚起を行っていく。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産を扱う取引がない企業が29%。
- ・ 知財取引についての取組は全ての企業に実施が22.6%、多くの企業に実施が9.7%、一部の企業に実施が19.3%、あまり実施せずが12.9%、実施せずが6.4%。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 知的財産取引に関するガイドライン及び契約書ひな形趣旨の反映に努める。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・働き方改革については全ての仕入れ先について適正コストを負担が25.8%、多くの仕入れ先について負担が6.4%、一部負担が6.4%、あまり負担せずが9.7%、全く負担せずが3.2%、短納期発注や急な仕様変更は行っていないが48.4%。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・発注に際しては、生産に必要なリードタイムを十分に考慮し、取引先の「働き方改革」に関する取り組みや労働環境に配慮する。発注者側の事情に起因して、やむをえず短納期発注又は急な仕様変更を行う場合は、適正にコストを負担するよう周知する。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑦その他

【分析結果・今後の課題】

・普及啓発活動については以下のとおり。

- 1: 下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている。54.8%
- 2: 経営トップからの指示で社内で周知している。71%
- 3: 社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している。51.6%
- 4: 社内で下請法等に係わる研修、e-learnig等を定期的実施している。29%
- 5: 仕入先（発注先）が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置している。9.7%
- 6: 仕入先（発注先）へ下請法等に係わる説明会やセミナーを実施している。6.5%
- 7: 直接の取引関係にある仕入先（発注先）のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を行っている。6.5%
- 8: 何も実施していない。3.2%

【課題を踏まえた今後のアクション】

・関係省庁や団体と連携し、情報周知やセミナーの開催等、普及啓発に取り組む。

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 自主行動計画の改訂を2026年3月に予定。
- ・ 改訂自主行動計画の周知をDM、HP、会報、会議、事業報告書等で行っていく。
- ・ 会員企業を中心にパートナーシップ構築宣言の推進を継続して行う。